

件名	愛媛県県税賦課徴収条例及び愛媛県森林環境税条例の一部を改正する条例
主管課	税務課
根拠法令等	地方税法等の一部を改正する法律 (平成22年法律第4号。平成22年3月31日公布)
<p><b>【改正の概要】</b></p> <p>愛媛県県税賦課徴収条例の一部改正</p> <p>1 県たばこ税</p> <p>税率を、次のとおり引き上げる。</p> <p>(1) 旧3級品以外の製造たばこ (現行) 1,000本につき 1,074円 (改正案) 1,000本につき 1,504円</p> <p>(2) 旧3級品の製造たばこ (現行) 1,000本につき 511円 (改正案) 1,000本につき 716円 (注)「旧3級品の製造たばこ」とは、ゴールデンバット、エコー、しんせい、わかば等の専売納付金制度下において3級品とされていたたばこをいう。</p> <p>2 法人県民税・法人事業税</p> <p>法人税法において、現行の、会社が解散して清算する場合にその残余財産に課税する「清算所得課税」が廃止され、通常の法人所得課税に移行することに伴う規定の整備。</p> <p>愛媛県森林環境税条例の一部改正</p> <p>地方税法改正による条項移動に伴う規定整備。</p>	
施行日	平成22年10月1日
<p><b>【その他参考事項】</b></p>	